

釜石市と南三陸国道事務所の災害協定締結について

南三陸国道事務所（以下、南三陸国道）は、4月1日から釜石市鵜住居町第13地割1-4（旧養護老人ホーム「五葉寮」跡地）にて業務開始しております。当地は鵜住居地区と高台との間にあり、災害発生時には一時的な避難に利用されることが想定されます。

このため、釜石市と南三陸国道は、災害時の協力体制に関する協定を締結し、地域住民等の安全確保、防災対策を行っていくこととしました。造成工事が進み、復興まちづくり整備が本格化する鵜住居地区において、災害時の安全確保に大きな効果が期待されます。

協定書の締結式は、下記のとおり行いますのでお知らせします。

『災害時における協力体制に関する協定書』締結式

日時：平成27年4月13日（月） 11:00～

場所：釜石市役所 市長室（第1庁舎2階）

次第：・開会

- ・出席者紹介
- ・協定内容説明
- ・協定書署名、交換
- ・写真撮影
- ・挨拶（釜石市長、南三陸国道事務所長）
- ・閉会

協定概要：次頁参照

【発表記者会】岩手県政記者クラブ、釜石記者クラブ、宮古記者クラブ、大船渡記者クラブ、東北専門記者会

問い合わせ先

釜石市 危機管理監 防災危機管理課

（代表）電話：0193-22-2111

課長 佐々木 亨（内線109）

国土交通省 南三陸国道事務所

〒026-0301 釜石市鵜住居町第13地割1-4

（代表）電話：0193-28-4731

副所長（事務） 岩渕 浩一（内線202）

副所長（技術） 山口 満（内線204）

南三陸国道事務所のホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/minamisannriku/index.html>

災害協力協定の概要

名 称：災害時における協力体制に関する協定書

趣 旨：災害※が釜石市内で発生、又は発生のおそれがある場合、住民等の安全確保を図るために執る釜石市と南三陸国道事務所（以下、南三陸国道）の協力体制について、必要事項を定める。 （※災害対策基本法第2条1号に規定する災害）

協 力：釜石市から南三陸国道へ協力要請があった場合、南三陸国道は協定の協力内容にしたがって可能な限り協力に努める。

協力内容：(1) 津波災害のおそれがある場合に指定津波緊急避難場所への避難路として、南三陸国道に設置された非常階段等の利用
(2) 津波災害以外の災害で、安全を確保するため避難してきた住民に一時的な避難施設として建物の一部を提供
(3) 避難者に対し、市が配備する応急資材及び備蓄資機材の提供
(4) ライフライン復旧までの通信及び情報連絡の拠点としての利用
(5) その他（釜石市と南三陸国道が協議し必要と認める事項）

上記の協力要請を受けたときは、南三陸国道の建物の一部について、避難者を収容する施設「避難者収容施設」として提供します。